

報道発表資料

MJ 法務省
Ministry of Justice

令和元年9月4日
出入国在留管理庁

入国者収容所等視察委員会の活動状況について

平成21年に改正された出入国管理及び難民認定法第61条の7の2の規定に基づき、入国者収容所及び収容場並びに出国待機施設の適正な運営に資するため、視察等を行い、意見を述べる第三者機関として、平成22年7月に入国者収容所等視察委員会（以下「委員会」という。）が設置されています。

出入国管理及び難民認定法第61条の7の5の規定に基づき、法務大臣は、委員会が述べた意見及びこの意見を受けて入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）が講じた措置の内容等を取りまとめ、その概要を以下のとおり公表します。

平成30年4月から平成31年3月までの間の活動状況

（委員会は、東西に各1か所ずつ設置されています。）

委員会名	東日本地区入国者収容所等視察委員会	西日本地区入国者収容所等視察委員会
視察対象 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本入国管理センター ○札幌・仙台・東京の各地方入国管理局（支局を含む。）の収容場 ○成田空港・羽田空港・仙台空港の出国待機施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○大村入国管理センター ○名古屋・大阪・広島・高松・福岡の各地方入国管理局（支局を含む。）の収容場 ○中部空港・関西空港・福岡空港・博多港の出国待機施設
委員数	10人（平成31年3月31日現在） 《職種別内訳》 学識経験者2人、法曹関係者2人、医療関係者2人、国際機関・NGO関係者2人、地域住民2人	東日本地区に同じ
会議の開催回数	4回	4回
視察回数 (注2)	9回	8回
被収容者との面接件数 (注3)	117件	156件
委員会が述べた意見数 (注4)	28件	8件

（注1）地方入国管理局は平成31年4月1日に地方出入国在留管理局に改組。

（注2）同一日に同一官署に設置された収容場と出国待機施設を視察した場合は、1回と計上。

（注3）被収容者との面接件数は、被収容者1人につき1件として計上。

（注4）委員会が述べた意見及び入国者収容所長等が講じた措置等の概要は別紙1、2のとおりである。

別紙 1

委員会の提出意見及び入国者収容所長等が講じた措置状況等について

平成30年4月1日から平成31年3月末までに入国者収容所等視察委員会から提出された意見の総数は36件（同一の意見が複数の官署に出された場合も、それぞれ計上している。）となっている。

委員会から提出された意見については、その内容により「施設の建物・設備等」、「食事及び物品の給与・貸与・購入等」、「衛生及び医療」、「被収容者への情報提供」、「面会及び通信」、「組織・職員」及び「その他」の7つに分類しており、それぞれの意見に対する措置状況等は次のとおりである。

なお、意見が複数の項目に該当するものがあることから、意見の総数と各項目の件数の合計は一致しない。

また、「措置を講じないもの」については、すでに対応済で新たな対応を行っていないものを含む。

1 施設の建設・設備等に関する意見

収容場各居室内の方位表示の貼付けや、被収容者のプライバシーに配慮するための措置等に関する意見が出された。

意見数 7件

措置を講じたもの	4件
措置を講じないもの	1件
<u>よい評価を受けたもの</u>	2件

2 食事及び物品の給与・貸与・購入等に関する意見

物品購入品目の多様化等に関する意見が出された。

意見数 2件

措置を講じたもの	1件
措置を講じないもの	1件

3 衛生及び医療に関する意見

被収容者の健康管理や医療体制の充実に関する意見が出された。

意見数 14件

措置を講じたもの	3件
措置を講じないもの	10件
<u>よい評価を受けたもの</u>	1件

4 被収容者への情報提供に関する意見

掲示物の翻訳に関する意見が出された。

意見数 1件

措置を講じたもの 1件

5 面会及び通信に関する意見

面会場所の環境整備や電話の設置環境に関する意見が出された。

意見数 5件

措置を講じたもの 3件

措置を講じないもの 2件

6 組織・職員に関する意見

A E Dの使用方法の訓練義務に関する意見が出された。

意見数 1件

措置を講じたもの 1件

7 その他の意見

処遇環境全般の整備等に関する意見が出された。

意見数 7件

措置を講じたもの 2件

検討中のもの 2件

措置を講じないもの 1件

よい評価を受けたもの 2件

※ 「よい評価を受けたもの」については、前年度の視察委員会の意見を受け当局が迅速に対応するなどし、委員会から評価されたものである。

別紙 2

各入国者収容所等視察委員会の意見
に対する措置等報告（概要）一覧表

令和元年9月4日現在

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかつた場合はその理由)
1	東日本センター	平成31年1月11日	東日本地区にある全収容施設について、感染症の疑いがある者の入所時における健康診断を適切に実施するよう検討されたい。	平成31年3月5日	講じず (一部措置済み)	<p>新規入所者に対しては、血圧・脈拍測定及び検温を実施し、「健康状態に関する質問書」を用いて既往歴や現在の健康状態を詳細に聴取し、同質問書を看護師等が確認の上、スクリーニングを実施している。</p> <p>その上で、感染症の疑いがある者については、診療室でその情報を共有し、直ちに庁内診療において医師の診察を受診できるシステムを構築しており、医師の判断により、外部病院において受診させるなど適切に対応している。</p> <p>また、入所時には、血液検査及び尿検査を実施しているほか、レントゲン検査を、入所から1か月以内をめどに実施し検査を拒否する者等を除く、感染症の疑いのある者の把握に努めている。</p> <p>なお、当センターにおいては、被収容者の全てが他の地方入国管理局(現：地方出入国在留管理局)から移収された者であり、前収容先で確認が行われた健康状態等の引継ぎを受けている。</p>
2	東日本センター	平成31年1月11日	診療申出から実際に診察を受けるまでの期間の短縮を重ねて工夫をされるとともに、被収容者と意思疎通が図れる適切な言語による丁寧な診察及び投薬に努められたい。	平成31年3月5日	措置	<p>各部署からの応援を受けるなどして、診療連行の円滑化等を図った結果、診療申出から診療を受けるまでの期間は短縮されている。なお、今後も期間短縮に向け改善に努める。</p> <p>また、診療においては、被収容者ごとに通訳の必要性の有無を確認し、必要に応じて電話通訳により診察内容や投薬内容を説明するなど、丁寧な対応を行っている。</p>
3	東日本センター	平成31年1月11日	意見箱に投函された意見書に対する措置として「お知らせ」を掲示する場合、より平易な言葉を使用するとともに、投函者が分かる言語での掲示に努められたい。	平成31年3月5日	措置	これまで以上に、より平易な言葉の使用に努めるとともに、意見書が外国语で記載されていた場合は、「おしらせ」を該言語に翻訳したものと併せて掲示する。
4	東日本センター	平成31年1月11日	被収容者の通信環境(電話利用料金、時間、電話機設置場所等)について改善されたい。	平成31年3月5日	講じず	<p>電話の使用時間については、開放処遇中以外にも、被収容者に配慮し、19時から21時まで各居室交代で電話機を貸与し、通信の機会を確保している。</p> <p>一方で、収容施設内設置の電話は、公募により業者選定を行っているところ、電話設置は、当方が業者に設置場所の使用許可を付与するものであり、電話料金は業者が決定するものであるから、変更は困難である。</p> <p>なお、通話料金については、業者が一般に公表している料金と同額である。</p>
5	札幌局	平成31年1月11日	(評価) 女性被収容者処遇要領を定め施行していることを評価する。	平成31年3月5日		引き続き、左記要領に基づき、女性被収容者の適切な処遇に努める。
6	札幌局	平成31年1月11日	東日本地区にある全収容施設について、感染症の疑いがある者の入所時における健康診断を適切に実施するよう検討されたい。	平成31年3月5日	講じず	<p>新規入所者に対しては、血圧・脈拍測定及び検温を実施し、「健康状態に関する質問書」を用いて既往歴や現在の健康状態を詳細に聴取し、感染症の疑いのある者については、直ちに外部病院において受診させている。</p> <p>なお、当局においては、被収容者のほとんどが関係機関からの身柄引取案件であり、関係機関で確認が行われた健康状態等の引継ぎを受けている。</p>
7	札幌局	平成31年1月11日	公衆電話が設置されていないことから、電話利用の方法を検討されたい。	平成31年3月5日	措置	当局における被収容者の電話利用のほとんどが、帰国準備や本国への帰国連絡のためのものであり、原則、これまで同様、庁用電話を貸与し、職員立会いの下、出室させた上で通話を実施させることとするが、プライバシーの保護を訴える者には、電話機(子機)を貸し出し、居室内での通信を認めるなど、柔軟に対応する。
8	仙台局	平成31年1月11日	(評価) 収容場内に被収容者の心情安定に資するための風景画や動しよう路への人工観葉植物設置、照明をLEDに交換するなど収容場内の環境整備に努められた点を評価する。	平成31年3月5日		引き続き、収容場内の環境整備に努める。
9	仙台局	平成31年1月11日	東日本地区にある全収容施設について、感染症の疑いがある者の入所時における健康診断を適切に実施するよう検討されたい。	平成31年3月5日	講じず	<p>新規入所者に対しては、血圧・脈拍測定及び検温を実施し、「健康状態に関する質問書」を用いて既往歴や現在の健康状態を詳細に聴取し、感染症の疑いのある者については、直ちに外部病院において受診させている。</p> <p>なお、当局においては、被収容者のほとんどが関係機関からの身柄引取案件であり、関係機関で確認が行われた健康状態等の引継ぎを受けている。</p>

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
10	仙台局	平成31年1月11日	運動場の利用促進に努められたい。	平成31年3月5日	措置	被収容者に対して、これまで日朝点呼後に運動場の利用案内を行い、希望の有無について確認していたが、希望無しとした後でも、官執時間内に要望があれば利用させる。
11	仙台局	平成31年1月11日	領事官等との面会に当たって、仕切りのない環境で行うため、面会場所について検討願いたい。	平成31年3月5日	措置	必要に応じて、仕切りのない収容場内の取調室にて対応する。
12	仙台局	平成31年1月11日	男女を同時期に収容する際には、女性被収容者に配慮した処遇に努められたい。	平成31年3月5日	措置	居室前通路の往来を考慮し、女性は出入口から遠い奥側の居室を使用することとし、女性と男性を同時期収容する場合は、可能な限り居室間を離すようにする。さらに女性が使用する居室前にカーテンを設置し、男性被収容者が女性被収容者居室前にあるシャワー室を使用する際は、そのカーテンを使用する。
13	仙台局	平成31年1月11日	収容場居室内に方位を表示されたい。	平成31年3月5日	措置	各居室天井中央に、方位記号を貼付した。
14	仙台局	平成31年1月11日	公衆電話が設置されていないことから、電話利用の方法を検討されたい。	平成31年3月5日	措置	当局における被収容者の電話利用のはほとんどが帰国準備や本国への帰国情報のためのものであり、原則、これまで同様、併用電話を貸与し、職員立会いの下、出室させた上で通話を実施させるが、プライバシーの保護を訴える者には、別室での電話を認めるなど、柔軟に対応する。
15	仙台局	平成31年1月11日	出国待機施設においては、体調不良者発生時のマニュアルの作成について検討されたい。	平成31年3月5日	措置	体調不良者発生時の対応として、「緊急時における連絡体制」及び「周辺の医療機関情報」をまとめた資料を作成した。
16	東京局	平成31年1月11日	東日本地区にある全収容施設について、感染症の疑いがある者の入所時における健康診断を適切に実施するよう検討されたい。	平成31年3月5日	講じず	<p>新規入所者に対しては、血圧・脈拍測定及び検温を実施し、「健康状態に関する質問書」を用いて既往歴や現在の健康状態を詳細に聴取し、同質問書を看護師等が確認の上スクリーニングを実施している。</p> <p>その上で、感染症の疑いがある者については、診療室でその情報を共有し、直ちに院内診療において医師の診察を受診できるシステムを構築しており、医師の判断により、血液検査等のために外部病院において受診されるなど適切に対応している。</p> <p>また、入所後1か月をめどに、希望者については、レントゲン検査を実施している。</p> <p>なお、当局においては、関係機関からの身柄引取案件については、関係機関で確認が行われた健康状態等の引継ぎを受けている。</p>
17	東京局	平成31年1月11日	被収容者に配慮した病院への外部連行及び適切な医療体制の構築を求める。	平成31年3月5日	措置	<p>被収容者を外部の病院へ連行する際には、被収容者の逃走を防止する目的から、原則、必要最小限の範囲内において手錠を使用しているところ、その使用が目立たないように上着(着用した上着の左右のポケットから両手を入れた後、上着の内側で戒具を使用するもの)を着用せたり、一般人の目に触れない待機場所の提供を病院側から受けて診察を待つなどして、これまで被収容者のプライバシーに配慮していたところ、さらに、護送官は外部連行時に私服を着用することとし、周囲から目立たないようにする。</p> <p>また、適切な医療体制の構築については、これまで週3回の総合診療及び週1回の歯科診療を行い被収容者の健康管理を行ってきたところではあるが、さらに、週1回精神科診療を行うこととし、総合診療及び歯科診療と併せて週5回の診療を実施する。</p>

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
18	東京局	平成31年1月11日	親子面会における配偶者などとのコミュニケーションについて配慮されたい。	平成31年3月5日	講じず	<p>小学生以下の子を対象として許可していた親子面会について、平成30年中から、対象を18歳未満まで拡大し、仕切りのない面会室を使用して面会を許可している。</p> <p>他方、親子面会に同伴する配偶者などに対し、子供と同様の配慮をするとなると、仕切りのない面会室が2室しかないと加えて、立会官を付すための十分な人員が確保できず、また、子供のいない夫婦との公平性も問題となることから対応は困難である。</p>
19	成田空港支局	平成31年1月11日	東日本地区にある全収容施設について、感染症の疑いがある者の入所時における健康診断を適切に実施するよう検討されたい。	平成31年3月5日	講じず	<p>新規入所者に対しては、血圧・脈拍測定及び検温を実施し、「健康状態に関する質問書」を用いて既往歴や現在の健康状態を詳細に聴取し、感染症の疑いのある者については、直ちに外部病院において受診させている。このほか、本邦への上陸が認められず収容されるケースについては、原則、3日間は他の被収容者と分離して単独収容し、健康状態を観察するようにしている。</p> <p>なお、当支局においては、被収容者のほとんどが送還便の確定した他の地方入国管理局(現:地方出入国在留管理局)からの移収者であり、前収容先で確認が行われた健康状態等の引継ぎを受けている。</p>
20	成田空港支局	平成31年1月11日	収容場動しよう路側にあるシャワー室内の動静把握用の小窓について、保安上支障のない範囲で被収容者のプライバシーに配慮するよう改善されたい。	平成31年3月5日	講じず	<p>シャワー室の動しよう路側の小窓については、職員が被収容者の動静を把握するために必要なものであり、シャワー室内を見えないようにすることは、保安上の支障が生じることから対応できない。</p>
21	成田空港支局	平成31年1月11日	保護室及び単独室に収容されている被収容者がシャワーのため使用する脱衣場について、保安上支障のない範囲で被収容者のプライバシーに配慮するよう改善されたい。	平成31年3月5日	措置	<p>これまで保護室及び単独室に収容されている被収容者がシャワーのため使用する脱衣場には、シャワーカーテン等がなかったが、今般、脱衣スペースにシャワーカーテン及び脱衣カゴを設置し、被収容者のプライバシーに配慮するように改善した。</p>
22	成田空港支局	平成31年1月11日	出国待機施設にAEDを設置し、勤務する者に使用方法の訓練を義務づけること。	平成31年3月5日	措置	<p>AEDを設置するとともに、出国待機施設関係警備業務仕様書に「警備業務の従事者は、AEDを使用可能であること。」の文言を盛り込み、常時使用可能な警備員を配置させた。</p>
23	羽田空港支局	平成31年1月11日	東日本地区にある全収容施設について、感染症の疑いがある者の入所時における健康診断を適切に実施するよう検討されたい。	平成31年3月5日	講じず	<p>新規入所者に対しては、血圧・脈拍測定及び検温を実施し、「健康状態に関する質問書」を用いて既往歴や現在の健康状態を詳細に聴取し、感染症の疑いのある者については、直ちに外部病院において受診させている。このほか、本邦への上陸が認められず収容されるケースについては、原則として他の被収容者と分離して単独収容するなどして健康状態を観察するようにしている。</p> <p>なお、当支局においては、被収容者のほとんどが送還便の確定した他の地方入国管理局(現:地方出入国在留管理局)からの移収者であり、前収容先で確認が行われた健康状態等の引継ぎを受けている。</p>
24	羽田空港支局	平成31年1月11日	収容場の居室内に方位を表示していることを評価する。一方で出国待機施設には同表示がないことから、同施設についても表示されたい。	平成31年3月5日	措置	出国待機施設居室内に方位を示す表示を行った。
25	横浜支局	平成31年1月11日	(評価) 開放処遇時間における小運動場の利用に配慮されていることを評価する。	平成31年3月5日	/	引き続き、被収容者の処遇面への配慮に努める。
26	横浜支局	平成31年1月11日	(評価) 居室内からの外部観望が一定程度確保されていることを評価する。	平成31年3月5日	/	引き続き、被収容者の処遇面への配慮に努める。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
27	横浜支局	平成31年1月11日	(評価) 診療申出から受診までの期間が最大一週間以内であることを評価する。	平成31年3月5日	/	引き続き、被収容者の適切な健康管理に努める。
28	横浜支局	平成31年1月11日	東日本地区にある全収容施設について、感染症の疑いがある者の入所時における健康診断を適切に実施するよう検討されたい。	平成31年3月5日	講じず	新規入所者に対しては、血圧・脈拍測定及び検温を実施し、「健康状態に関する質問書」を用いて既往歴や現在の健康状態を詳細に聴取し、看護師による問診を行っており、感染症の疑いがある者等については、府内診療又は外部病院において受診されるなど適切に対応している。 なお、当支局においては、関係機関からの身柄引取案件については、関係機関で確認が行われた健康状態等の引継ぎを受けている。
29	大村センター	平成31年1月23日	土・日の運動場使用について平日と同様の運用を検討願いたい。	平成31年3月5日	検討中	閉庁日の運動場の使用については、現在の勤務体制や運動場を含めた施設の構造上の理由などから、保安上の事故が発生した場合に即応できないため平日と同様の運用を行うことは困難である。 今後は、屋外運動場の使用方法及び監視体制を見直すことで、閉庁日の戸外運動場の使用を検討する。
30	大村センター	平成31年1月23日	外部診療・内部診療の別を問わず、診療時には専門の通訳や通訳アプリ等の新たな通訳方法を取り入れた対策・態勢の構築を検討願いたい。 その上で、診療内容につき結果告知などのインフォームドコンセントを徹底されたい。	平成31年3月5日	講じず (一部措置済み)	診療時の通訳については、必要性に応じ、電話通訳を使用しているほか、医師に対し、診療内容等を丁寧に説明するようお願いしており、現状においても、インフォームドコンセントが徹底されていることから、新たな通訳方法を導入する予定はない。
31	名古屋局	平成31年1月23日	長期被収容者が増加している現状を踏まえて入国者収容所にならない、物品購入可能品目及び差入れ許可可能品目の増加に努めるなど、長期被収容者の収容に対応することができるよう対策を講じていただきたい。	平成31年3月5日	講じず	物品購入については、衛生上又は保安上の支障がない物品の購入が可能であるところ、購入可能な品目については、これまで被収容者の要望等に応じ、可能な範囲で適宜入替を行っている。 また、差入れ物品については、物品の形状、材質及び性質等を総合的に検討した上で、保安上又は衛生上の支障の有無によって差入れの許否を判断しているところ、現状においても保安上又は衛生上の支障がない物品については、その必要性を考慮し、差入れを許可している。
32	名古屋局	平成31年1月23日	土・日の運動場使用について平日と同様の運用を検討願いたい。	平成31年3月5日	検討中	名古屋局には、各収容区域に隣接して屋内運動場が設置されており、居室の開放時間内であれば、各収容区域に割り当てた時間内に使用できる状況にあり、平日だけでなく土日、祝日も使用させている。 屋外運動場についても、平日及び祝日であれば、居室の開放処遇に併せて、各収容区域に割り当てた時間内に使用させている。 今後は、屋外運動場の使用方法及び監視体制を見直すことで、屋外運動場の土日の使用についても、合わせて検討する。
33	名古屋局	平成31年1月23日	外部診療・内部診療の別を問わず、診療時には専門の通訳や通訳アプリ等の新たな通訳方法を取り入れた対策・態勢の構築を検討願いたい。 その上で、診療内容につき結果告知などのインフォームドコンセントを徹底されたい。	平成31年3月5日	講じず (一部措置済み)	被収容者と医師とのコミュニケーションに関しては、必要に応じて適切な通訳人を手配し、被収容者から医師への症状の訴え、医師から被収容者への診療内容の説明や検査結果の告知等を行っているほか、診療に先立ち事前に看守勤務員や看護師が症状を詳細に聴取して医師に伝えている。 また、そのほかにも医師との意見交換の場を設け被収容者の意見・要望を医師に伝える取組を行っている。 当局としては、今後も医療の適正を維持・確保しつつ、引き続き事業に応じて対応していく、新たな通訳方法を導入する予定はない。
34	大阪局	平成31年1月23日	長期被収容者が増加している現状を踏まえて入国者収容所にならない、物品購入可能品目及び差入れ許可可能品目の増加に努めるなど、長期被収容者の収容に対応することができるよう対策を講じていただきたい。	令和元年5月17日	措置	新年度に売店業者が変更となったことに伴い、購入可能品目の増加を申し入れたところ、新たに食品4種、衛生用品2種、日用品3種及び郵便用品2種の計11品目の増加となった(メーカー変更等類似品の変更6種は除く)。なお、収容の長期化に見合った逃逸環境の整備の観点から、個々が嗜好する音楽を鑑賞する機会を付与する目的で、本年1月から、ポータブルCDプレーヤーの収容場への持ち込みを許可しており、それに伴い物品可能品目に乾電池2種を追加している。
35	大阪局	平成31年1月23日	土曜日の開放処遇及び土・日曜日の運動場使用について平日と同様の運用を検討願いたい。	平成31年3月5日	講じず (一部措置済み)	開放処遇は、土曜日を除く毎日、午前及び午後に実施しているところ、土曜日については、午前又は午後のいずれかで実施しているが、施設の点検や清掃等の必要から、平日と同様の運用を行うことは困難である。 また、運動場については、現状においても、土・日曜日を含めた毎日、午前又は午後のいずれかの開放時間帯に使用できる。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
36	大阪局	平成31年 1月23日	外部診療・内部診療の別を問わず、 診療時には専門の通訳や通訳アプリ等の新たな通訳方法を取り入れた対策・態勢の構築を検討願いたい。 その上で、診療内容につき結果告知などのインフォームドコンセントを徹底されたい。	平成31年 3月5日	講じず (一部措置済み)	被収容者の日本語能力及び本人の希望等を考慮の上、必要に応じて対面又は電話による適切な通訳人を手配し、問診、診療内容の説明及び検査結果の告知等を行っているほか、診療に先立ち、事前に職員等が症状を詳細に聴取して医師に伝えている。 また、そのほかにも医師との意見交換の場を設け被収容者の意見・要望を医師に伝える取組を行っている。 当局としては、今後も医療の適正を維持・確保しつつ、引き続き事業に応じて対処していく、新たな通訳方法を導入する予定はない。